

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県土採取規制条例施行規則（昭和四十九年九月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第四号の公共的団体にあつては、当該公共的団体が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第七号及び第三項並びに附則第五条第三項に規定する業務に係る事業地において土の採取を行う場合に限る。

第八条第一項第四号を次のように改める。

四 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第一号様式中
「第2条第1項
第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「第2条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第七号様式中「第11条第2項」を「第11条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。